

VI 平和条約の批准・発効

平和条約署名国の批准の見とおしにつき調査方訓令

井口外務事務次官より武内(龍次)在ワシントン在外事務所長他宛半公信

対日平和條約に関連し左の諸項につき、別記の連合国における事情をできる限り調査の上、十月五日頃までに回答せられたい。なお別記以外の署名国について何らかの情報が得られた場合には併せて通報ありたい。

昭和二十六年九月十三日

井口外務事務次官

日本政府在外事務所長殿

記

- 一、この種の條約の批准手続の概要（国会討議を要するや否や等）。
- 二、予測される批准の時期。必要あるときは、通常国会の会期並びに臨時国会開催の有無及び会期。
- 三、批准に関する審議上予想される問題及びこれに対する一般的見透し。なお、條約第二十三條に記載された連合国については、特になるべく詳細に調査ありたい。

別表

在ワシントン在外事務所——アメリカ合衆国、フィリピン、アルゼンティン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、キュバ、ドミニカ、エクアドル、サルヴァドル、グアテマラ、ハイチ、ホンデュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ

在オタワ在外事務所——カナダ

在リオデジャネイロ在外事務所——ブラジル、アルゼンティン、ボリビア、

チリ、コロンビア、コスタ・リカ、キュバ、ドミニカ、エクアドル、サルヴァドル、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ヴェネズエラ

在モンテヴィデオ在外事務所——ウルグアイ、アルゼンティン、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、キュバ、ドミニカ、エクアドル、サルヴァドル、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ヴェネズエラ

在ロンドン在外事務所——連合王国、南アフリカ連邦、オーストラリア、ニュージーランド、セイロン、エジプト、エティオピア、イラン、イラク、サウディ・アラビア、トルコ、リベリア、ギリシャ

在パリ在外事務所——フランス、ラオス、カンボディア、ヴィエトナム、レバノン、シリア、ギリシャ

在ストックホルム在外事務所——ノールウェー

在ブリッセル在外事務所——ベルギー、ルクセンブルグ

在ヘーグ在外事務所——オランダ、インドネシア

在ニューデリー在外事務所——セイロン、オーストラリア、ニュー・ジーランド

在カラチ在外事務所——パキスタン、セイロン

在バンコック在外事務所——インドネシア、ラオス、カンボディア、ヴィエトナム

105 昭和 26 年 10 月 25 日

平和条約署名国の批准の見とおし

秘

平和条約署名国における条約批准の見透し

二六、一〇、二五

条約局条約課

- 一 条約第二十三条に掲げられた諸国
- 二 条約第二十三条に掲げられていない署名国
- 三 結論

本件に関し、本年九月十三日付半公信をもって各在外事務所の報告を求めたところ現在までに到着したものの要旨は、次のとおりである。なお、各國名の下の括弧内の日付は、報告に基き一応批准の時期の予想を試みたものである。

一 条約第二十三条に掲げられた諸国

(一) アメリカ合衆国（一九五二年二月）

条約の上院提出は、一九五二年一月三日開会の来会期初頭とみられる。上院が来会期早々審議を開始すれば、条約の批准は、比較的短時間に終了するものと思われる。國務省日本課長は、一月末と樂觀しているが、これよりあまり遅れることはない。

(二) 連合王国（来年二月—四月）

批准の時期は、総選挙のため相当遅れ、本年内に終る見込は恐らくない。新議会は、十一月六日開会の予定であるが、法案提出の後も、活ばつな議論があるかどうかにかかわらず技術的理由から上院通過までには相当の日子を要する。なお、総選挙の結果いずれの政党が政権を担当しても条約の批准に大きな影響はないと考えられる。

(三) カナダ（来年二月）

政府は、条約の議会提出の準備はできているが、日本及び米国、ことに米国上院の態度を待つ方針を決定している。議会の可決は、疑い。

(四) フランス（十一月後半）

外務当局は、議会に対し再会^(開か)（十一月上旬までには再会される模様である。）後なるべく早く審議を求める意向で、日本又は米国の成行きを待つ考えはない。米国国務省は、フランスが十一月後半に批准するものと予測している。しかし内閣更迭によって批准が遅れる可能性も多い。

(五) オランダ（来年二月—五月）

批准は、日本、アメリカ合衆国及び連合王国より先立つて行わないが、現内閣の任期満了、すなわち来年五月までには実現するものと思われる。議会の審議の際には被抑留民間人に対する補償問題に關し相当の紛糾が予想されるが、結局は承認に至るであろう。

(六) インドネシア（目下不明）

批准の承認の可否は、現在開会中の通常議会で決定されるはずであるが、まず日本が批准し、且つ満足しうる賠償及び漁業の協定が成立した後に批准することとなろう。当国政府にとって本件に関する最大の困難は、国内政情であつて、第二与党たるインドネシア国民党は、批准反対を決定したが、政略的なものともみられ、日本の出方並びにアジア諸国の動向をみて、結局は態度を変更するのではないかと予想される。しかし条約の批准には、最後まで紛糾を免れないものとみられる。

(七) パキスタン（本年十二月上旬）

条約は、十一月上旬招集予定の通常議会（会期五週間）に提出され、十一月末までに議会を通過、十二月上旬ごろ批准されるものと予想される。議会における紛糾は、予想されない。

(八) セイロン（本年十一月下旬）

議会は、現在開会中で、米国国務省の情報によれば十一月二十日以後間もなく批准されるものとみられる。一方、英国との密接な関係上その批准を待つ可能性もある。また近い将来議会解散の可能性があるが、い

ずれの政権においても批准の態度に変化は、予想されない。

(九) その他の諸国に関する米国国務省の情報は、次のようにある。

フィリピン 来年二月に批准する。

ニュー・ジーランド 米国とほぼ同時に批准の意向である。

オーストラリア 米国とほぼ同時に批准の意向である。しかし日本が批准するまで批准措置をとらない。

二 条約第二十三条に掲げられていない署名国

(一) アジア諸国

ラオス及びカンボディア（来年二月）両国ともに日米両国の批准を待つものとみられる。

ヴィエト・ナム（目下不明）批准は、政府の責任において行われ、その時期は、首相の判断次第であるが、日本の賠償に対する態度の明確化を待つものと予想される。

シリア及びレバノン（本年末又は来年初頭）今会期の議会に提出され、年末までに議決された後、大統領が批准する。

(二) 欧洲諸国

ベルギー（本年内）政府は、議会の承認をえた後、本年内に批准手続を完了する予定である。議会においては、賠償及び通商問題が取り上げられるかもしれないが、容易に通過するものとみられる。

ルクセンブルグ（本年内）批准の時期は、ベルギーにならうものとみられる。

ギリシャ（来年二月又は三月）この種の案件は、議会の審議に通常約三箇月を要するので、批准は来年二、三月頃となろう。

ノールウェー（来年二月又は三月）一月十日新議会召集以後、米国及び英國の態度をみた上批准措置をとることに決定した。議会の審議においては、(1)日本捕鯨船隊の制限、(2)戦時中日本が拿捕した船舶乗組員に対する補償が問題とされるものと予想される。

(三) 南米諸国

アルゼンティン（詳細不明）議会は、閉会中で来年五月まで開かれねから批准もそれ以後となろう。

ブラジル（詳細不明）条約テキストが米国から到着次第批准手続を開始するといわれる。議会は、現在開会中で、十二月十五日まで開かれている。

ウルグアイ（詳細不明）政府は、現在開会中の議会（十二月十五日まで）に承認を求める意向である。

三 結論

条約の最初の効力発生の時期、すなわち、条約第二十三条に掲げられた諸国の過半数たる六箇国（アメリカ合衆国を含む）による批准書の寄託が完了する時期は、来年二月と予測される。その際に（既に批准を了して）わが国との間で平和条約が効力を生ずる国としては、条約第二十三条所定の国では、フランス、セイロン、パキスタン及びアメリカ合衆国の四箇国その他、フィリピン、カナダ、ニュー・ジーランド、オーストラリア、オランダ、連合王国及びインドネシアのうちの二箇国が予想される。また、第二十三条に掲げられていない署名国としては、シリア、レバノン、ベルギー、ルクセンブルグ、ラオス及びカンボディアが予想され、その他にギリシャ、ノールウェー、ヴィエト・ナム、ブラジル及びウルグアイが含まれる可能性もある。しかし、これらの諸国の大部分は、その批准の時期をわが国、アメリカ合衆国及び連合王国、特にアメリカ合衆国の態度にからしめている事実にかんがみ、その変動によりこの予測全体に影響があるものと考えなければならない。

106 昭和 26 年 11 月 27 日

平和条約批准に関する英國下院の討議状況

朝海(浩一郎)在ロンドン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ロンドン 11 月 27 日 14 時 4 分発

本省 11 月 28 日 8 時 40 分着

第九一号（秘）

往電第八七号に関し

議会における討議は二十六日午後三時半から十時半まで休憩なしに極めて活潑に行われた。委細は新聞報道であったと思うから省く。速記録を空送するから右を慎重に検討せられたい。ただし本官が傍聴して感じたその場の空気と印象を簡単に左の通り報告する。

一、討論は外務政務次官ヌッティングとヤンガー氏の賛成論から始まりこれに対し議員が批准棚上げ若しくは批准には賛成するが日本を警戒せねばならぬ事を交々力説した。

要旨は

(一)日本はすでに不正競争に出ているから決して最惠国待遇を與えてはならぬ。

(二)英國は各国の協力を得て日本の武力侵略と戦ったが今回は economic aggression of the worst form に当面しているのだから各国の協力を求めねばならぬ。

(三)日本の労働条件が改善されるまで、日本の国連加入を拒否すべきである。

(四)日本に原料を送りこれを製品としてプロセスされる賠償方式は日本品をして市場を独占せしむる恐れを生ずる。

(五)日本の窯業は英國が高価な費用を払つて考案した模様を丸写しにしている。このため日本の陶器は英國品の三分の一で生産される。

(六)日本は占領終るや労働基準法を改正して、労働組合の弾圧を試み奴隸労

働の昔に帰えらんとしている。(タイムス東京特派員の記事を引用す。)
(セ)英国は日本を forgive するにしても日本従来の遣り方を forget 出まい。
(ハ)殖民地に日本品輸入のクオータを設けしめよ。
(ナ)日本の生産力はアジアの後進国の共産化を防ぐと言う論があるが誤りで
　　日本は雑貨を売つて米を吸い上げて行くから却つて共産化を助長する。
(ト)米国が中国を認めぬため中国の市場が日本に閉ざされ英國市場での日本
　　品の競争がいよいよ激化されるのである。
(ナ)日本の atrocity に対する責任追究が足りない。旧捕虜に対し日本は如何
　　なる補償を行うか。
(タ)懲罰的条約は resentment を起すと言うが日本人の resentment よりラン
　　カシャの人々の resentment を考えよ。

等の諸点であつた。

二、右議論が一巡した後 Teeling 氏が現在の日本国民と政府とは昔と相同じじ
　くない、現在の首相は前駐英大使で日英関係の改善を熱望している。しか
　るにも拘らず奴隸労働呼ばわりはアンフェアである。これは平和回復の
　条約であつて経済競争に関する条約ではない。今日のこの議論を聞いて日
　本側は如何なる印象を受けるであろうか。日本に温い手を差し伸べよと論
　じた頃から多少日本に対する弁護論も出て来た。すなわち Astor (保守)
　Paton (労働) の両氏が交々日本人の性格を説き労働運動は相当自由な發
　達を遂げていること日本が貿易をしなければ死ぬより外ない立場にあるこ
　とを同情的に考えぬのは却つて危険であること等を論じこれらに対しました
　反駁あり最後に Morrison, Thorneycroft の両氏が討論をワインドアップ
　したが Thorneycroft 氏が日本品に関税障壁を設け差別待遇を加える余地
　はあること及び条約締結後も日英間に話合の道があり現に日英紡績業者は
　すでに話を開始しているしこの話を他の産業にも及ぼすことが望まし
　いと述べた点は注目された。

三、(イ)賛成がハイバーチザンであった様に日本非難も保守党労働党の両者か
　ら出た主として西北イングランド出身の議員が日本を非難した。

(ロ)主として討論は日本の不正競争激化と言う理論面のみを取上げ東西の
　対立と言う見地から見て日本の置かれている地位を検討した政治的な
　掘り下げ方はほとんど見られず最後にモリソン氏^(モリソン)は簡単に日本赤化の
　危険に言及した程度であつた。
(ハ)一部労働党議員の六ヶ月棚上げ案は三八二票対三二票の圧倒的多数で
　破れたが前記の様に討議の空気は日本との平和関係回復を歓迎熱望す
　ると言うていのものではなくこの票数は止むを得ざる必要事として法
　案を通過せしめたと言う意味に解せらるべきであろう。
(ニ)米国は日本に対する遣り方に対する不満も時に出て来て(A)米国は条約
　を吟味する余裕があつたが英國には十分論議する意見が與えられなかつ
　た(B)米国は日本の紡数増加問題につき必ずしも英國と見解を同じくし
　ておらぬ。日本を抑えるには綿花の供給を抑えることが一番だが米国が
　敗戦國たる日本に英國に対する以上の考慮を払つては納得し
　難い(C)日本の産業を考えるに当つてはそれが日本のチープレイバーとア
　メリカのテクノロジーとの結合したものであることを考慮の要あり等々
　の議論が出、労働党左派系統の議員は米国に対し相当批判的であつた
　が保守党の一議員が来年一月チャーチル渡米の際は日本の不正競争問
　題につき十分協議了解を遂ぐべきであると論じたのは注目せられた。
(ホ)日本に対し弁護的であった議員は (政府側及び Clement Davies 氏は
　除く) 三氏ともあるいは戦前 Ritton Mission の一員としてあるいは
　戦後日本視察団の一員として日本に赴き日本を実地に知つてゐる人々
　であることは注意を要する。
(ヘ)中国がしばしば友好的に論及され特に議長から議題は対日問題で対中
　国問題ではないと一、二度注意があつた程である。ある労働党議員は
　英國は under any circumstances 中国人を敵にまわしてはならぬと述
　べまたモリソン氏も日本の国連加入反対論を論駁するに当りこういう
　議論をすると英國の中国国連加入支持の議論を弱めることとなると論
　じ対中国友好的雰囲気が観取されたのも興味ある点であつた。

平和条約のわが方批准書寄託完了について

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 11 月 28 日 16 時 17 分発

本 省 11 月 29 日 9 時 15 分着

第一四二号（至急）

二十八日午後二時四十五分国務省外交官応接室において予定通り平和条約批准書を Webb 国務長官代理に手交し寄託を完了した、右寄託式においては本官より簡単なる挨拶を述べ総理のメッセージを朗読しこれに対しウェッブより挨拶を行い引き続きダレス顧問が簡単なる演説（共同通信参照）を行つたが、多数の報道関係者が参集し本件に対し多大の関心が寄せられていることを示した。なお米国側より近く正式の受領確認の文書を送付越す予定である。

平和条約批准に関する英國上院の討議状況

朝海在ロンドン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ロンドン 11 月 30 日 12 時 31 分発

本 省 12 月 1 日 9 時 42 分着

第一〇〇号（秘）

往電第九一号に關し

上院における本法案第二読会は二十九日午後三時半から七時半まで行われ政府側から Marquess of Reading の説明あり、野党の Lord Henderson と Viscount Samuel が強力に支持した後十数名が討論に参加した後法案は読会を通過した。

討議の模様については議事録を空送するが本官が傍聴して感じた空気を左の通り報告する。

一、下院では冒頭往電の様に主として日本の競争という見地から問題が取り上げられたが上院では本条約が日本との平和を齎すという政治的観点から論議が行われた。

二、然も、日本に同情的、友好的な観点から立論する人が多かつた、例えば

(イ)日本の競争抑圧を多邊的条約の上に現わすことは出来ない。(Reading
以下 Lord の敬称略)

(ロ)英国は日英同盟の昔を忘れず、まず日英間に友好的な雰囲気を作り上げて懸案を相互に同情をもつて解決すべきである、英国は日本が対英友好関係確立を念とする政治家によつて指導されていることを忘れてはならぬ。(Hankey)

(ハ)日本の不正競争というけれども模様の模写については輸入外国商側にも責任がある。

(ニ)チーブ・レーバーをいうなら英國はカナダよりチーブ・レーバーだ。

(イ)日本の生糸に高関税をかけるから日本が綿に精力を集中することになる。

(Hawke)

(エ)日本の非難許りせず英國から日本に人を送り労働組合に積極的な助言を與えよ (Strabolgi)

(オ)自分も羊毛事業に關係しており日本の競争は恐しいが、この条約は日英友好關係を確立する一段階として認識さるべきである、日本の朝野は重大歓心をもつて英議会におけるこの討議を見守っている。彼等を落胆せしめてはならぬ。(Barnby)

(カ)この条約は遅すぎる位で日独両国は国際平和への良き力である、自分が日本を最後に訪れた経験によるも日本人は決して本質的には軍国的でない。(Killearn)

(リ)日英の競争面のみ強調されるが日本は資本財の生産面において軍拡に悩む西欧諸国を援けることが出来る。(Sempill)

(メ)日本品にクオーターを設けたり、抑圧を考えるのは消極的である、仮に不正競争であつてもサנקションの方法ありや、もう少し積極面を考えよ。(Silkin)

等の議論これであつて、下院においては多く日本を知らざる人が声を大にして競争の危険を問うたが、上院では選挙区を心配する要のない曾つての日英外交に活躍した政治家、外交官が多く発言したため全く下院とは違つた空気が醸し出された。発言者の中には日英同盟の昔を wishfully に想起していた人もあり、この点下院では全く見られぬ雰囲気であつた。

三、下院では日本に同情的な発言をした人はあつたが日本が不正競争をやつているという議論自体に対し日本弁護の立場をとつた人は殆んど無かつたが Hawk の如き真正面からこの議論を反駁した。

四、日本にクリチカルであったのは Viscount Stansgate (労働) と Balfour で前者は日本には再軍備を行つたり、他国と軍事条約を結ぶ権利なしと論じ (これに対し Marquess Salibury よりこの意見は建設的でない、唯チクリとさすだけだからモスキートだと上院としては珍らしく痛烈に反駁あ

り) 後者はこの条約によつて日本との競争をも受入れることとなる、英國は権利としての最惠国待遇を日本に対し與えてはならぬ、また日本に対し適當の措置を執る場合自動的に植民地も英國の方針に跟いて行くのか、と述べ日本の脅威について警告したが同議員も unfair competition いう語は故意に避けていたらしく malpractice という言葉を使い、またその立論も下院における議員の如く日本の綿布や陶器の見本を高く差し上げて痛罵する底のものではなかつた。

五、米国に対する忿懣や皮肉は殆んどなく米国の主導的役割は充分に認められ、一方ソ連については下院におけると異り同國が何時までも妨得的態度を持して対日条約を遷延せしめたことが屢々明白に指摘且つ非難せられた。

六、これを要するに上院では勿論經濟關係に触れつつも日英の将来の政治關係に着目した討論が行われ、その空気は討論を wind up した Reading が「日本に権利としての最惠国待遇は與えぬがこのことは Hankey の日英友好關係樹立の主張に反対だということを意味するものではない」と述べたことによく反映されていたと観測される。



109 昭和 27 年 1 月 12 日

米英首脳会談および平和条約の批准見とおしについて

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 1 月 12 日 11 時 52 分発

本 省 1 月 13 日 10 時 20 分着

第二八号

貴電第一一号に関し

一、十一日本官ダレス氏と会食の機会に中国問題につき質問したところ両国首脳者の会談であるから具体的な決定は見なかつたが全般的な話合として

議会の対日条約審議にとつても有効な結果を収めた。詳細はシーボルト大使に電報済のことであるから同大使より御聽取ありたい。

二、その際ダレスに条約批准の見透しを尋ねたところ早くて三月一日頃と答
え同席のスミス上院議員は外交委員会は来週末又は来週初めより審議を開
始し委員会としての審議は二、三週間にて終る見込の旨を述べた。

三、Constantine Brown（評論家）の内話によれば今回の米英会談にては
イ、日本をして中共を承認しない旨約せしめること
ロ、英國は日本が国民政府と平和条約を締結することに反対しないこと
ハ、日本が国府と通商航海条約を結ぶことにつき了解に達した由である。
この点は御参考まで

四、今後も時節柄各種情報の入手に努力する所存であるがこれがためには例
えば行政取極、賠償問題、日米通商航海条約等の進捗状況等日本からの情
報を持たなければ当方心構えの上からも頗る具合が悪いので機密保持には
十分注意致すから差支えない範囲にて出来る限り本官含みまでにても隨時
御通報煩わしく特に御願いする。

110 昭和 27 年 1 月 14 日

平和条約批准に関する米国上院外交委員会の審議予定

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 1 月 14 日 14 時 41 分発

本 省 1 月 15 日 10 時 47 分着

第三一号（秘）

往電第二八号に関し

一、十四日スパークマン上院議員は本官に対し「外交委員会の対日条約の審
議（開始時期は今明中に決定するが恐らく来週早々トルコ及びギリシャ等

の参加問題に次いで取上げられる見込）は最も懸念せられた中国問題も台北在外事務所の設置及び先般訪日の際の吉田総理のお話等にて先ず心配なくなつた為恐らく三、四日ぐらいにて終了かと見られ又本会議も同様三、四日にて議事終了の見込であるので当初よりの自分の予想通り遅くも二月十五日までは批准の運びとなるものと信ずる」旨内話した

二、その際でも先方から質問があつたが日英米以外の外国の本条約批准の御
見込本官参考までに折返し御電報ありたく今後も隨時お知らせ請う

~~~~~

111 昭和 27 年 2 月 5 日

#### 米国上院外交委員会における平和条約批准の満場可決について

別 電 昭和 27 年 2 月 5 日 平和条約に関する上院外交委員会の決議

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 2 月 5 日 15 時 37 分発

本 省 2 月 6 日 9 時 22 分着

第一〇五号（大至急）

上院外交委員会は五日対日講和条約外三条約を満場一致をもつて通過せしめ  
ると共に対日条約については別電第一〇六号の如き決議案を採用した由、右  
取敢えず。

（別 電）

ワシントン 2 月 5 日 15 時 41 分発

本 省 2 月 6 日 9 時 15 分着

第一〇六号（大至急）

Resolved (twothirds of the senators present concurring therein), that  
the senate advise and consent to the ratification of the treaty of peace with

Japan, signed at San Francisco on September 8 1951. As part of such advice and consent the senate states that nothing the treaty contains is deemed to diminish or prejudice, in favor of the Soviet Union, the right, title, and interest of Japan, or the Allied Powers as defined in said treaty, in and to South Sakhalin and its adjacent islands, the Kurile Islands, the Habomai Islands, the Island of Shikotan or any other territory, rights or interests possessed by Japan on December 7 1941, or to confer any right, title or benefit therein or thereto on the Soviet Union: and also that nothing in the said treaty, or the advice and consent of the senate to the ratification thereof, implies recognition on the part of the United States of the provisions in favor of the Soviet Union contained <sup>(々々)</sup> in the socalled "Yalta Agreements" regarding Japan of February 11, 1945.

~~~~~  
112 昭和 27 年 2 月 5 日

平和条約に関する米国上院外交委員会決議の採択経緯

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 2 月 5 日 17 時 38 分発

本 省 2 月 6 日 9 時 25 分着

第一〇八号

往電第一〇六号に関し

右は二月二日 Watkins 議員が外交委員会に対し条約の批准はヤルタ協定を承認するものでなく、又条約は南権太等に対するソ連の主権を認めるものでない旨の留保をつける様要求したのに対し同委員会はダレスの意見をも求めた上、正式の留保条項とする際は条約の再交渉を必要とし不適当なりとして冒頭往電の形式とした趣である。

右御参考まで。
~~~~~

113 昭和 27 年 2 月 8 日

#### 平和条約批准に関する米国上院本会議の審議予定

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 2 月 8 日 15 時 21 分発

本 省 2 月 9 日 12 時 30 分着

第一一二五号 (LT)

往電第一〇五号に関し、

上院外交委員会筋によれば対日講和条約等の本会議上程は来る十八日を予定し、準備中の由である。なお上院民主党院内総務、マックファーランドは対日条約等はアラスカ、ハワイ州昇格法案、タイドランド・オイル法案等に優先して審議さるべき、又ペンタゴンより何等正式の申入れが無いから行政取極の締結を必ずしも両条約批准の前提とすることは無い旨述べたと伝えられる。

114 昭和 27 年 3 月 14 日

### 平和条約批准に関する米国上院本会議の審議状況

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 3 月 14 日 18 時 52 分発

本 省 3 月 15 日 11 時 24 分着

第二一六号（至急）

本十四日上院における対日条約審議（詳細新聞通信により御承知のことと存じ電報しない）の際、ノーランド議員は中国政府との関係を強調する質問を行い殊に台北における日華交渉において日本が特に交渉を遷延せしめているが如き觀ありと述べ対日条約の批准に先立ち日華条約調印を見ることを希望する旨を述べて注目を引いたが、同議員の予てからの立場は周知のことであり上院全体としては右の如き議論に捲込まれることなく概ね来週半ば頃には批准を決議するものと一般に見られている。御参考まで。

~~~~~

115 昭和 27 年 3 月 20 日

平和条約の批准状況に関する吉田總理内奏資料

二七、三、二〇

平和条約の批准の状況

一、平和条約第二十三条によって、平和条約の効力発生の条件とされている十一箇国（アメリカ合衆国）の批准状況は、次のとおり。

(+) アメリカ合衆国

二月五日上院外交委員会で可決され、三月十四日から上院本会議にお

いて審議されておる。今明日可決され、近く大統領によつて批准される予定。

(-) ニュー・ジーランド

二月初旬議会で可決され、批准書は、同國の在ワシントン公館に保管されている。

(-) オーストラリア

三月五日に議会で可決されたが、批准が完了しているかどうか、明らかでない。

(-) セイロン

三月十八日議会で可決された。

(-) パキスタン

パキスタンの憲法は、まだ制憲議会において審議中のため、条約締結の手続も定つていない。従つて、政府は、条約を議会に付議することなく、アメリカ合衆国の批准をまつて、四月初旬に批准するであろうとも伝えられている。

(-) オランダ

昨年十二月九日下院に上程されたが、討議は、延期されている。

(-) フランス

昨年十一月十四日国民議会外交委員会において可決されたが、本会議上程は、国内政情のため延期されている。

(-) カナダ

総督は、二月二十八日の開院式における演説で、本会期中に条約を提出し、審議を求める旨を言明したが、その審議は、施政演説及び予算演説に関する討論のため四月下旬以後になるものと思われる。

(-) フィリピン

三月十七日上院に提出されたと伝えられるが、その可決の見透しは、賠償問題もあり、明らかでない。

(-) インドネシア

まだ議会に提出されていない。

二、条約第二十三条に掲げられていない署名国

批准書を寄託したものとしてメキシコ、議会の承認を得たものとして、アルゼンティン、ホンデュラス、サルヴァドル及びイランがある。

三、発効の見透

条約第二十三条(a)に掲げられた諸国のうち、すでに批准書を寄託したわが国及びイギリスの外、アメリカ合衆国、オーストラリア、セイロン及びニュー・ジーランドが遠からず批准書を寄託するものと見られる。その外もう一国が批准すればよいわけであるから、四月中旬には、発効するものと思われる。

~~~~~

116 昭和27年4月1日

## 平和条約発効に際しとるべき措置につき訓令<sup>†1</sup>

吉田外務大臣より武内在ワシントン在外事務所長他宛公信

総合第二一五号

昭和二十七年四月一日

外務大臣

講和発効とともにとるべき措置に関する件

一、講和発効は四月十五日頃と考えられるところ、発効に際し「講和発効に際しとるべき措置に関する件」(別添甲号)<sup>(マ)</sup>の措置をとることにしたからお含みおき相成りたい。

二、従来「外務公務員法」(別添乙号)を準備中のところ最近国会を通過し

<sup>†1</sup> 本文書の別添乙、丙、丁号は見当らない。

たので四月一日より実施する。同法第六条の公の名称を与える規準は別途省令をもつて左の如く定める予定である。発令は在外事務所中、大公使館、(総)領事館となつた館の職員について逐次これをなす予定である。

### 公の名称を与える規準

#### (1)外交官、領事官試験出身者

参事官は在官十七年以上、一等書記官は十三年以上、二等書記官は十以上、三等書記官は七年以上、外交官補は一年以上とし、以下は外務書記とする。

総領事は在官十五年以上、領事は七年以上、領事官補は外交官補に同じ。

#### (2)右以外の出身者

一等理事官は大率十二級該当者より、二等理事官は十一級の該当者より、三等理事官は十級該当者より、副領事は十、九、八級該当者より、副理事官は九、八、七、六級の該当者より夫々選考し以下は外務書記とする。

三、目下「在外公館の名称及び位置を定める法律案」(別添丙号)を国会に上程中のところ右は講和発効までに成立の予定である。同法の実施は同法附則に規定する通りであるが、講和発効と同時に実施せられる条約署名国としてはアメリカ合衆国(大)、連合王国(大)、セイロン(公)、パキスタン(大)、メキシコ(大)、ベルギー(大)、ノールウェー(公)等を考慮し、その他の国であつて同じく講和発効と同時に実施する国としてはイタリー(大)、ヴァチカン(公)、スペイン(大)、デンマーク(公)、ユーゴースラヴィヤ(公)、スイス(公)、スエーデン(公)、ポルトガル(公)等を考慮している。

四、「在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案」(別添丁号)も目下国会に上程中近く通過の見込であるが、これは大公使館(総)領事館、在外事務所の区別を問わず、全在外公館について四月一日より遡って適用する予定である。

五、特命全権公使であつて公使館の長とならないもの（たとえば、特定国にアクレディットされず、特命全権大使の下で勤務する者等）も設置任命する予定であるが、これらの者については、国内措置としてはアクレディットされた公使と同じく「特命全権公使」に任命する予定であるが、対外的呼称としては、Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary とは言わず、單に Minister Plenipotentiary と呼称することとする。

本信送付先 各在外事務所長（三十二カ所）

（別添甲号）

秘

平和条約の発効に際しるべき措置に関する件

昭和二七、三、二七 総務課

左の措置をとることとする。

一、在ワシントン在外事務所に訓令をして、平和条約の最初の発効の日を直ちに通報せしめるとともに、その後批准書を寄託した国々について遅滞なく通報せしめるものとする。

二、平和条約の最初の発効の日において、批准書寄託済の国々であつて、在外事務所がおかれている国（米、英、セイロン、パキスタン、（カナダ）等）に関する措置。

（イ）これらの国々の首府にある在外事務所の長に対しては、公使、参事官又は一等書記官等の発令をなすと同時に、必要ある場合大公使代理を命ずる。

（ロ）公の名称の発令は差当り本省員及び大公使館、（総）領事館となつた在外公館の職員についてのみ行うものとする。

（リ）（イ）の者に訓令して、従来の在外事務所が廃止され、大公使館が設置された旨及び大公使代理又は本任の公使に任せられた旨並びに本任の場合は、信任状の送付をまつてこれを正式に提出する旨公文をもつて申し入れしめる。

（ニ）本任の公使の場合は、適宜任国の状況により別途外務大臣よりのメッセージを送付しあき、（イ）と同じに先方に提出せしめる。

（ホ）その他の在外事務所の長にあつては、総領事又は領事に任命し、これと同時に訓令をもつて、同地方の地方官憲に対し、在外事務所が廃止せられ、総領事館又は領事館が設置せられた旨、及び正式の委任状の提出と認可状の交付あるまで総領事又は領事として事實上職務の執行を認められたき旨先方に申し入れしめることとする。（訓令案別添）<sup>†1</sup>

三、中立国及び断交国であつて同地域に在外事務所のある国に関する措置（タイ、スペイン、イタリー、スウェーデン、ジュネーヴ）及びベルギー等に関する措置。

（イ）これらの国に関する措置は、二、に準ずる。

（ロ）大公使館又は（総）領事館設置のための政令を準備し、平和条約の最初の効力発生の日に施行しうるよう措置する。

四、二、三、以外の国に関する大公使館又は（総）領事館の設置は、批准書の寄託があつた日より直ちに政令案を準備し、その都度実施するものとする。実施の方式は二、三、に準ずるものとする。

五、公使の信任状及び総領事、領事の委任状は別途準備し、できる限り早い機会に送付するものとする。

六、平和条約の最初の発効の日付をもつて、在京ミッションのうち批准書を寄託した国、中立国及び断交国のミッション宛回章をもつて、平和条約が発効した旨通報することとする。

七、平和条約最初の効力発効の日に情報文化局より外務大臣談話及び情報文化局談話を発表する。

<sup>†1</sup> 別添訓令案は見当らない。なお、4月12日付公信総官第249号により、「（訓令案別添）」は削除する旨通報された。

117 昭和 27 年 4 月 10 日

批准書寄託に関する米国務省の意向について

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 4 月 10 日 18 時 43 分発

本 省 4 月 11 日 12 時 40 分着

第三三一号

往電第三一九号に関し

一、十日朝、国務省係官の談によれば

(一)米国としては関係各国の準備整い次第各国に批准書を寄託せしめ最後に  
米国が寄託すること。

(二)米国の寄託の期日は各國の寄託の予定期日が明確に判明してから少くと  
も十日の余裕を以て決定すること。

(三)条約の発効の際何等かの儀式を行うことについては今なお研究中の由。

二、右に関連し当方から貴電合第四五号により五月三日の祝典行事予定を説  
明したところ先方は僅かな日数の差ならば日本側の希望を考慮してみたい  
とのことであった。

については日本側として例えば五月三日を発効の日とすること。(但しその場  
合は時差の関係上当地では三日の午前零時にでも寄託を行ったことにしなけ  
れば同日に東京で祝典を行うことは不可能であり当地の儀式の都合などと衝  
突するかも知れない。)

その他何等か御希望があれば大至急御回電ありたい。

118 昭和 27 年 4 月 10 日

平和条約発効日に関するわが方希望につき請訓

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 4 月 10 日 20 時 1 分発

本 省 4 月 11 日 13 時 34 分着

第三三二号(至急)取扱注意

往電第三三一号に関し

右発電後ニュージーランドの寄託あり、国務省においてはパキスタン、セイ  
ロンの批准書もすでに送付の途中にあり、二十日過ぎには寄託の目星がつい  
たので来週月曜には当方とも協議して発効の日取りを速かに確定したい旨申  
越した。

右及び従来事情から云えば二十五日頃が発効日となるが、右にて差支えなき  
や又多少延引した場合天長節との関係につき特に考慮すべき点等月曜朝まで  
に御回電を仰ぐ。

119 昭和 27 年 4 月 11 日

平和条約発効日に関するわが方希望につき回訓

吉田外務大臣より武内在ワシントン在外事務所長宛電報

本省 4 月 11 日 19 時 40 分発

第二八九号（大至急）

貴電第三三二号末段に関し

当方では成る可く早く講和条約発効を希望してゐることは累次往電の通りで、二十五日頃で結構であり如何に遅くとも本月中であることを強く希望して居る。天長節との関係は別にないから考慮に及ばない。尚往電第二二三号の批准書寄託式と往電合第四五号中の五月三日挙行式典とは全然別個のものであり曩に発効が四月十五日頃と報せられた時にも既に五月三日に正式の記念祝典を行ふことに決定されていた訳で、五月三日の祝典の為に発効を遅らせるといふが如き考は全くないから誤解なき様せられたい。又往電第二二三号は出来れば発効の時間が時差の関係上日本では真夜中になる様なことのない様にしたいという意味に過ぎない。為念。

120 昭和 27 年 4 月 16 日

米大統領の批准書署名について

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 4 月 16 日 14 時 24 分発

本省 4 月 17 日 9 時 16 分着

第三五三号（大至急）

往電第三四三号に関し

一、十五日午前十一時二十五分大統領は講和条約及び安全保障条約批准書に署名し、国務省は更に二カ国の批准書寄託を前提として、二十八日講和条約を発効せしめる旨発表した。（詳細新聞報道にて御承知ありたい。）

二、国務省によれば、フランスの批准書は前電の通り十八日午後、華府着予定の外、カナダは明十七日批准書寄託を行う由、セイロン、パキスタンの分は依然不明である。なおアルゼンチンは去る九日批准書寄託を行つた。

三、同じく、国務省によれば大統領は本十六日、マーフィー大使任命の承認方上院に要請する筈であり、右承認の時期にもよるが、目下のところ同大使は条約発効の日、東京着を予定している由。なお、この点は当分の間部外秘とされたい。

平和条約の発効時刻等について

武内在ワシントン在外事務所長より吉田外務大臣宛電報

ワシントン 4月18日21時4分発

本 省 4月19日13時30分着

第三六八号（至急）

条約発効当日の当方における行事予定手筈その他左の通りである。なお、各項にあげた講訓の点その他心得べき点については準備の都合上大至急御回訓を請う。

一、貴電第三〇八号に基き条約発効時間につき国務省に尋ねたところ米国の批准書寄託の時間をもつて発効の時とする意見である。右寄託の時間は前電にて二十八日午前八時十五分と報告したが、その後ワシントン標準時八時三十分に変更されたから御了承請う（従つて日本においては二十八日午後十時三十分が発効時間となる。）

右在外各公館（在米各事務所を除き）にお伝え請う。

二、右寄託式には本官の外その時までに講和条約批准書寄託を行った各国の代表をも招待する由である。

三、右終了後直ちに本官より代理大使に任命された旨国務長官に通告することに打合せずみであるが、国務省儀典課によれば右通告は貴大臣より国務長官あて別電（第三六九号）の如き書簡をもつて行う慣例である由、ついで中山補助員赴任の際右書簡を携行せしめられたい。なお、国務省儀典課は本官のタイトルとしては charge d’Affairs を適当とし ad interim を附さないとの意見である。（ad interim は前任大使離任と後任大使着任との間に空間ある際に限られる）

四、右終了後直ちに安全保障条約の批准書の交換を行う。この交換の時と講和条約発効との間には当然若干の時差が生ずるが法律上はこれを無視し両

条約は八時三十分に発効することとするか否かは国務省にて研究中。

五、右の儀式において米側は大統領のステイトメント及び国務長官の発言を予定しているにつき（テキスト入手次第電報する）日本側よりも総理のメッセージを準備し御電報ありたい。

六、往電第二八九号五項については未だ回答に接しないが、国務省においては在米日本公館の設置につき承認の回答を行つたが、日本側より在日米公館の設置につき未だ回答に接しあらず右が reciprocal なる点を指摘し当方よりも日本側回答促進方依頼があつた。ついては右に対する御措置振り当方にも至急御通報願いたい。なお、当事務所以外の在米各事務所についてもその廃止及び総領事館又は領事館としての開館方當方より国務省に通告する筈。

七、本官以下所員の新たな官職への任命については法律的には条約発効後御発令になるにしても米国への大使館職員名簿提出の関係もあり事前に各所員名、官職名を御内報ありたい。

八、条約発効後は当地外交団に courtesy call 等を行うこととなるが、右時期において条約批准寄託国外で日本と国交回復をしている諸国の名を念のため至急御通報請う。

九、本官代理の間は大使の御着任も間近と思われる所以差当たり右訪問等の外、外交団のレセプション等は行わない所存である。報道関係に対しては条約発効の日に小規模、且つ非公式に招待方考慮している。ついては森事務官は当日までに着任しているよう御措置ありたい。

一〇、条約発効の翌日は天皇御誕生日となるが、当地各国大使館はそれぞれ National Holiday を定める事情に鑑み国務省に National Holiday として通報すべきや、又在外公館として当日を如何に祝うべきか折返し御指示ありたい。

一一、往信第二〇七号にて御依頼した国旗未だ到着しないが、至急御送付ありたく、又当館浮出官印も至急作製、御送付請う。

122 昭和 27 年 4 月 28 日

### 平和条約発効に関する外務省発表

外 務 省 発 表

昭和二十七年四月二十八日

本日、すなわち、昭和二十七年四月二十八日午後十時三十分（日本時間）、アメリカ合衆国政府は対日平和条約の批准手続を完了した。さきに日本国政府は、昨年十一月二十八日平和条約の批准書をアメリカ合衆国政府へ寄託したが、その後連合王国、オーストラリア、ニュー・ジーランド、カナダ、パキスタン、フランス各國政府も相ついで批准書を寄託しているので、ここにアメリカ合衆国政府の批准書寄託をもつて、昨年九月八日サンフランシスコにおいて調印された平和条約は、同條約第二十三條所定の手続を了し、効力を発した。

平和条約の発効と同時に日本国は、前記七箇国とのほか、すでに批准書の寄託を終えているメキシコ、アルゼンチン両国との間に正常な国交関係を回復したのはもとより、平和条約調印国で手続の関係上まだ平和条約の発効を見ていられないベルギー、ブラジル、セイロン、オランダ、ノルウェーとの間にも国交を再開する取極めが成立した。中華民国とは本日平和条約の調印を終り、外交使節を交換する交渉が行われている。インドネシア、フィリピンとの間にも使節を交換する運びとなつた。また平和会議に参加しなかつたインド、ユーゴスラヴィアとの間にも、本日をもつて戦争状態は終了し、互に友好関係に入った。さらにデンマーク、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、ヴァチカンなどとの間にも、本日をもつて、正常な国交関係が樹立された。

なお日本国がアメリカ合衆国との間に締結した安全保障条約の批准書は、アメリカ合衆国政府の平和条約批准書の寄託と同時刻、すなわち本四月二十八日午後十時三十分（日本時間）、ワシントンにおいて日米両国政府間に交

換を了した。ここに安全保障条約も、平和条約と同時に効力を発した次第である。



123 昭和 27 年 4 月 28 日

### 平和条約発効に際しての吉田総理談話

講和発効当日内閣総理大臣談

桑港平和条約は規定せられた数を超える連合国がその批准書の寄託を完了しまして本日めでたく発効致します。

わが国は遂にこゝに自由と独立とを回復し得たのであります。日本は平等の主権国として国際社会に復帰致したのであります。これに対して私は慶賀と感謝の念禁ずる能わざるものがあります。即ち終戦以来わが国をよく助けよく導き更に史上かつて見ざる寛大なる平和を与えてくれた米英其の他の連合国に対して厚く感謝致すものであります。そしてこの講和の完成するためにはわが国民の永い間の辛苦がこの見事な実を結びましたことを大いに慶賀するものであります。われわれは、今や喜び勇んで撃ゆむことなく平和と民主主義の大道を進めばよいのであります。

然しながらわれわれの前途には一団の暗雲が横たわっています。それは巧妙なる宣伝戦と浸透謀略を用い、はたまた暴力そのもの——武力侵略によつて世界征服を企図する共産主義の脅威であります。その故に武装なき日本を護るために且つ太平洋地域の共同防衛の目的をもつてわれわれは米国と安全保障条約を結びわれわれの要請に応じて米国の陸海空軍がわが領土内とその周辺に駐在致することに致したのであります。勿論かゝる取り極めは無期限に存続されるべきものでないことは言を俟たないことで、その故にわれわれは国情と国力の増進に順応してわが国自らの自衛力を作り上げ、進んで他の自

由諸国と共に世界の平和と自由を擁護する決意をなすべきであります。今や  
自由諸国は今後のわが国の存在、行動に新たなる期待をかけつゝあるのであ  
ります。わが国民が此の期待に背かず徐ろに国力を蓄え、更に徳性を涵養し  
文化を発揚し、以て新日本建業の名譽ある偉績を後世子孫に遺すの抱負と覺  
悟を独立恢復のこの日に当つて更に新しくすべきであると存ずるのでありま  
す。